

奈良県広域水道企業団公印規程をここに公布する。

令和6年11月21日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第3号

奈良県広域水道企業団公印規程

(趣旨)

第1条 奈良県広域水道企業団の公印に関し必要な事項については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(公印の種類等)

第2条 公印の種類、寸法、ひな型、使用区分及び保管責任者は別表のとおりとする。

(公印の保管)

第3条 保管責任者は、公印を常に堅ろうな容器に納め、一定の場所に厳重に保管しなければならない。

2 公印は、所定の保管場所以外の場所に持ち出してはならない。ただし、保管責任者が必要と認めたときは、この限りでない。

(公印の事故)

第4条 保管責任者は、公印の偽造、不正な使用、盗難、紛失その他の事故が判明したときは、直ちにその旨を事務局長に届け出なければならない。

(公印台帳)

第5条 事務局長は、公印台帳(別記様式)を備え、常に整備しておかなければならない。

2 公印を新調し、改刻し、又は廃止したときは、公印台帳の用紙に印影を押印し、必要な事項を記入しなければならない。

(公印の新調等)

第6条 公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、事務局長に協議の上、企業長の承認を受けなければならない。

2 保管責任者は、廃止したことにより不要となった公印を、速やかに事務局長に引き継がなければならない。

3 事務局長は、前項の規定により引継ぎを受けた公印を焼却等盗用のおそれのない方法により廃棄しなければならない。

(公印の告示)

第7条 公印を新調し、改刻し、又は廃止したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、公印に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

整理番号	種類	寸法（ミリメートル）	ひな型	使用区分	保管責任者
1	企業長印	方24	奈良県広域 水道企業団 企業長之印	企業長名で発 する文書	事務局次長
2	企業長職務 代理人印	方24	奈良県広域 水道企業団 企業長職務 代理人之印	企業長職務代 理者名で発す る文書	事務局次長

別記様式（第5条関係）

公 印 台 帳

印 影		
公印の種類		
寸 法	縦 横	ミリメートル ミリメートル
使用区分		
保管責任者		
使用開始	年 月 日	告示第 号 年 月 日
使用廃止	年 月 日	告示第 号 年 月 日
備 考		